

令和 8 年瑞穂町農業委員会 8 月総会

令和8年8月24日、令和8年瑞穂町農業委員会8月総会が瑞穂町役場2階 会議室2-1、2-2にて開催された。

農業委員会委員

1 番 吉岡昭夫 2 番 青木一幸 3 番 田中和義 4 番 細渕日出夫
【欠席】

5 番 坂田敬一 6 番 西村一彦 7 番 中野高雄 8 番 鳥海勝男

9番 吉崎茂 10番 雨宮尚幸 11番 古川宗昭 12番 上野 勝

農地利用最適化推進委員

田中育夫 田中俊明 長谷部冬樹

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 水村 探太郎 農政係長 菊池 歩
(事務局長) (書記)

農 政 係 宮 野 裕 城

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 3 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 8 年瑞穂町農業委員会 8 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、3 番委員の田中 和義さんと 4 番委員の細渕 日出夫さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (菊池 歩 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

4 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第 1 号、番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 8 月 14 日 (金) 午前 10 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として、ニンジン、ハクサイ、ダイコン、コマツナ等を栽培しています。耕作面積は約 74 a。農業従事者は本人、妻です。農業従事日数は本人が 350 日、妻が 50 日です。所有機械はトラクター 2 台、管理機 4 台等です。販路につきましては直売所です。取得農地の営農計画はサトイモ、自然薯を栽培予定です。通作距離は車で 20 分です。販路は直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第 1 号番号 2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 1 号、番号 2 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 8 月 14 日 (金) 午前 10 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんは今回初めて農地を借り受けます。〇〇〇〇さんは現在研修先で、ナス、キュウリ、長ネギ等を栽培しています。今後の営農計画ですが耕作面積を 5 年で 250 a まで拡大予定です。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 300 日です。所有機械は軽トラック 1 台、トラクター 1 台、刈り払い機 1 台、動力噴霧器 1 台等です。販路につきましては飲食店への出荷、直売所です。取得農地の営農計画は葉ネギを栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は飲食店への出荷、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号3、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第1号、番号3農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は8月14日(金)午前10時40分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。〇〇〇〇さんの営農状況ですが先ほどの議案第1号番号2と同じです。取得農地の営農計画は葉ネギを栽培予定です。通作距離は車で10分です。販路は飲食店への出荷、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適當という旨を農地中間管理機構に付するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、

譲渡人〇〇、譲受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 （雨宮 尚幸 君）議案第 2 号、番号 1 農地法第 3 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 8 月 14 日（金）午前 10 時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、主要作物として落花生、トウモロコシ、スイカ、サツマイモ、サトイモ等を栽培しています。耕作面積は約 10a。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が 200 日です。所有機械は耕運機 1 台、草刈機 1 台、軽トラック 1 台等です。販路につきましては自家諸費です。取得農地の営農計画はカボチャ、サトイモ、ショウガを栽培予定です。通作距離は車で 15 分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請地は大雨が降った場合に水没する可能性がある地域に所在し、農地の状況も樹木が数本生えているため、劣悪な状況にあります。

所有権が移った後に農地として活用するには整備を実施する必要があります、申請者から詳細な整備計画等を追加で聞き取りする必要があります。そのため、継続審議とすることが適当だと思います。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

（「質疑なし」との声あり）

議長 （上野 勝 君）質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 2 号、番号 1 について継続審議とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長 （上野 勝 君）挙手多数により、本件について、継続審議とします。続きまして、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 （宮野 裕城 君）報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。番号 3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。
(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 1 号を終了いたします。
続きまして続きまして、報告第 2 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 2 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、届出人〇〇、転用目的住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。
(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 2 号を終了いたします。
続きまして続きまして、報告第 3 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第 3 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について説明します。番号 1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由事業用地。番号 2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号 3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号 4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号 5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。
(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 3 号を終了いたします。
以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和 8 年瑞穂町農業委員会 8 月総会を閉会といたします。
閉 会 午後 3 時 55 分

議 長

第 3 番 委 員

第 4 番 委 員